

## 北九州市社会福祉協議会は税額控除の証明を受けています

平成27年6月24日以降の北九州市社会福祉協議会への個人の方からの「寄附金」および「社協賛助会員会費」については、税制上の優遇措置（所得控除または税額控除）を受けることができます（確定申告が必要です）

### 個人が支出した寄附金の控除額の計算

税額控除	所得控除
$(\text{寄附金の合計額}-2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$ ※寄附金合計の上限は、所得金額の40%です ※税控除の対象となる寄附金額は、所得税額の25%が上限です	$\text{寄附金合計}-2,000\text{円} = \text{寄附金控除額}$ ※寄附金の合計額は所得金額の40%です
$\text{市民税控除額} = (\text{寄附金の合計額}-2,000\text{円}) \times 8\%$ $\text{県民税控除額} = (\text{寄附金の合計額}-2,000\text{円}) \times 2\%$ ※寄附金の合計額は総所得金額等の30%が上限	

税額控除を受けるためには、確定申告の際に、以下の書類の提出が必要です。

- ①「寄附金の領収書」または「社協賛助会員会費の領収書」
- ②「税額控除の証明書」の写し

※ご希望の方は、FAXや郵送でお送りしますので、北九州市社会福祉協議会へご連絡ください。

## 法人によるご寄附について

法人が社会福祉法人に対して支出した寄附金は、①一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、②特別損金算入限度額の範囲内で損金算入できます。

### 法人が支出した寄附金の損金算入

#### ①一般の寄附金の損金算入限度額

$$\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25 + \text{所得の金額} \times 2.5\% \div 4 = \text{損金算入限度額}$$

#### ②特別損金算入限度額

$$\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375 + \text{所得の金額} \times 6.25\% \div 2 = \text{特別損金算入限度額}$$

詳しくは、国税庁ホームページの情報をご参照ください。

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04\\_3.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)

問い合わせ先：社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会 ☎(093)882-4401